

2002年・秋号

CONTENTS

特集 4-8

座談会

「スチールドアの 業界構築へのパラダイム」

特別寄稿 2.3

・東京理科大学 助手

名取 発

・株式会社梓設計 代表取締役社長

今井 一郎

ニュース 2.3

・(社)建設産業専門団体連合会の山崎会長を
岩部会長が訪問

・エレベーター前防火区画の大臣認定の
使用登録申請を受付中

・契約適正化に関する研修会を大阪、
東京で開催

シリーズ・防火設備と避難安全性 10

・第1回「逃がす」

株式会社日建設計 設備設計主管
森山 修治

スポット 9

・エレベーター前防火区画に関する
国土交通大臣認定の取得状況

データ 9

ご紹介 11

・財団法人 日本消防設備安全センター

奥付 12



(上) スチールドアの
座談会風景

(左中) 建専連・山崎会長と
握手する岩部会長

(右下) 9月6日グランドオープ
ンした丸ビル



建築設計と技術の コラボレーション

2年ほど前、オーバーヘッドドアのJIS改正の委員を務めさせていただいた。これを通じ、技術の裏付け資料の必要性、説明責任・情報開示の重要性を強く感じた。

ところで、建築基準法の防火に関する規定が改定されしばらく経ち、これまでの仕様規定によらない設計方法が適用された建築が見られるようになってきた。性能規定に基づいた、いわゆる「ルートB、C」による設計の場合、シャッター・ドアに対し、これまでとは違った視点からの性能評価や技術開発を求められることが多くなって来るであろうことは、業界内でも多く議論されていると思う。

このとき大切なのは、ある技術がその建築にとって

東京理科大学
工学部建築学科助手
名取 発



どのような効果をもたらすのかを十分に理解することであろう。ここで申し上げたいのは、防火・排煙等の技術的側面だけでなく、その結果作られる建築空間がどのようなものになるか、ということである。「私は技術屋ですから、建築のことはよくわかりませんので…」というのではなく、いかに快適な空間、楽しい空間を創り出すか、ということに思いを馳せていただければと思う。

設計側と技術側が、建築に対する共通認識を持った時にこそ、性能設計に基づいたすばらしい建築空間が実現できるのだと思うし、基準法の改正も、流行りの言葉で言えばこのような「建築設計と技術のコラボレーション」をねらったものであると考えたい。

News

岩部会長、建専連・山崎会長を訪問

当協会など専門工事業、設備工事業の関連45団体が加入する（社）建設産業専門団体連合会（以下、建専連）の山崎善弘会長を、去る8月6日、岩部会長が訪ねた。

建専連は、建設専門業と元請け企業との健全な取引の指導などを団体として行政に申し入れるなど、取引慣行是正に取り組む最大勢力の団体であり、当協会では昨年10月に入会した。建専連は今年5月に社団法人となり、それまでの協議会の名称を連合会に改めた。

山崎会長と岩部会長は初の顔合わせだったが、「取引慣行の是正」という共通テーマを掲げ、思い入れの強さも共通していることから、表敬訪問とは思えないほど熱い会話が交わされた。

山崎会長は就任されて8年となるが、名実共に今日の建専連をリードし、その間、行政サイドとの直接対話も数多く重ねてきた。それだけに問題意識を語る口調にも迫力があり、「行政は、ゼネコン対建設専門業者の取り

引きは“民－民”だから口を出さないというが、そこに監視や規制が働かないのでは税金を払う意味がない」等々、キッパリ言い切る。岩部会長と意気投合する話題も多く、話は建設行政の現状から国家論、またリーダー論にまで及び、急速に交流が深まった。

建専連は、中央建設業審議会にも参画するなど団体としての権威も認められ、この8月29日には国土交通省と意見交換会を開催し、元請けの倒産から下請けを保護する制度や下請けボンドの導入、CM（コンストラクションマネジメント）方式の導入促進など具体的な提案を要望した。

また、建専連の委員会に当協会からの委員派遣の要請があり、先の運営委員会に諮られた結果、「建設専門業高度化対策委員会」に参加を決め、委員には小畑運営委員長が選任された。

岩部会長の今回の山崎会長訪問や、委員会への参加が決まったことで、今後は情報交流の密度が高まり、当



「バリアフリーの落とし穴」 ～災害弱者に配慮した防災設備を～

株式会社 梓設計
代表取締役社長
今井 一郎



ハートビル法が施行され、公共施設に限らず、商業施設など一般の民間建物にも段差のない出入口、オートドア、身障者対応のE VやWCなどが普及してきたことに伴い、お年寄りや体の不自由な人々の社会への積極的な参加の機会は、今後ますます増加すると考えられます。

しかし、もし火災などの災害が起きた場合の対応はどうでしょうか。

現在の法によると、通常のE Vは災害時に停止するよう管制運転が義務づけられており、避難には階段を使用するようになっています。

この際に、お年寄りや体の不自由な“いわゆる災害弱者”は、建物の各階に取り残されてしまうばかりではなく、消防隊にとっても何処に何人の人が救助を待っているのかも把握できないのが実情です。

アメリカのADA (The Americans with disabilities

Act) のガイドラインには、階段室の前室や階段室内の踊り場に救助隊と連絡できるインターホンを備えた車椅子の一時待機スペース (A R A) がありますが、災害弱者でも自力で避難できる方法がなければ根本的な解決にはなりません。

水平方向への避難は、廊下など避難のためのルートを安全区画すれば、現在の建物でも比較的容易に解決できます。

難しいのは垂直方向の避難です。そこで、身障者対応のE Vを利用するの一案といえます。そのためには、E Vの非常時対応のほか、E Vロビーや前室に車椅子が安全に待機できるスペースへの配慮、車椅子での避難が容易な防火防煙シートシャッターや扉などの開発と法的な整備が望まれます。

私たち梓設計は、機能、デザイン、安全を基本姿勢として、誰もが安心して使用できる安全な建築を目指して、真のバリアフリー社会の実現に寄与していきたいと願っています。

協会が進めている「取引の適正化」の方向付けにも大きな前進が期待できる。

エレベーター前防火区画の大臣認定 CAS-0002の使用登録申請を受付中

当協会はエレベーター前の鋼製シャッター、鋼製開き戸／複合防火設備に関する国土交通大臣認定 (CAS-0002) を取得したが、会員各社が認定品の製造・販売を行うには、協会に使用登録を申請し、使用契約を交わすことが必要となる。

7月19日、協会から会員各社に申請案内文書の送付を行い、8月8日には登録申請のあった会員に、今後の事務手続きに必要な書類、審査等について文書で案内した。

一方、協会では仕様書、品質、施工管理、登録申請者や委託工場の資格検査などを行う「CAS専門委員会 (CAS-0002専門委員会)」を設置し、第1回目として9月10日には使用登録申請のあった会員の審査を実施した。その後、各社より提出された構造説明図 (図面) の審査を同委員会で行い、承認が得られた後に当協会との使用契約を交わす手続きを経て、10月中には最初の認定

証紙が貼付された製品の供給体制が整うことになる。

なお、大臣認定品の登録申請については期限を設けておらず、今後も随時受け付けを行う。

契約適正化に関する研修会を大阪、東京で開催

今年度方針に掲げた「取引の適正化」を促進するため、「契約適正化推進と見積条件の明確化」と題した研修会を、大阪と東京の2会場で開催することが決まった。

同研修会では、専門工事業者として建設産業の新しい動きを知るとともに、旧来の取引慣行を改善することをねらいとしており、会員、非会員にかかわらず、シャッター、ドアを取り扱う人を受講対象としている。

＜大阪会場＞

日時：10月16日 (木) 13:30～16:30

場所：健保会館ホール (大阪市中央区泉町2-1-11)

＜東京会場＞

日時：10月25日 (金) 13:30～16:30

場所：シニアワーク東京 (千代田区飯田橋3-10-3)

※参加費は2,000円 (テキスト代含む)

スチールドア、 業界構築へのパラダイム



エレベーターの防火区画の大臣認定を機に遮煙性能をもつ新しい防火ドアが製品化した。また、昨年、新宿雑居ビル火災では、そうした防火ドアの性能を担保するには、点検・メンテナンスがいかに重要かが浮き彫りにされた。しかし、防火ドアを含むスチールドアについては、これまで業界としても今ひとつ社会やユーザーに認識されていない。その理由は何か。性能規定化時代の新しい業界パラダイム（枠組み）を、協会の有力メンバーに語ってもらった。

（出席者）

田中サッシュ工業（株）

社長 東田 誠之（ドア部会長）

協立サッシ（株） 社長 牛頭 憲治

（株）手島製作所 社長 手島 康博

鐵矢工業（株） 社長 鐵矢 知志

中田建材（株） 社長 中田 博

（コーディネーター兼司会）

日本シャッター・ドア協会

理事 後藤 忠義

（ドア部会長の他は社名五十音順・敬称略）

社名に「ドア」のつく会社がない

後藤 本日、私にコーディネーター兼司会をするように編集部から話がありましたので、よろしくお願いします。コーディネーターということですので、最初に私の方から問題提起をさせていただき、その上で話を進めていきたいと思います。

まず、当協会は平成12年12月に再発足というかたちになったわけですが、その意図の一つに、会員数を拡大して業界としての発言力を向上させていくということがあります。また、従来からシャッターという業界は存在していたわけですが、ドアを業界としてとらえた見方がなかった。新団体がシャッターとドアを両輪で

回していくにはドアを業界として確立していくことが是非望まれるわけです。そうしたシャッターとドアの合成の優位性を業界団体として確保することによって、国や行政レベルの情報もいち早く入手できる。また一元的に獲得できるというメリットがあるのだと思います。

以上のようなことを実現させていく前提で、ドアの業界確立に関して何が問題なのか、その問題の認識ということで、次の3つのことが指摘できると思います。1つ目は、ドアについてはこれまで社会にアピールでき、行政のパートナーとなりうるナショナルセンターがなかったということ。2つ目は、例えば、先般、エレベーター前防火区画の大臣認定C A S - 0002の使用登録申請にあたり全国のドア関連企業をリストアップした際、

岩部会長がこのリストを見て「ドア」の社名の付く会社がひとつもないことに



■後藤理事

気付かれ、私も今更ながら驚いたわけですが、本日お集まりいただいた皆さんの社名にもドアという文字はありません。ここにも、何かしらの問題点が隠されているのかも知れません。もちろん名前だけが認知されればいいというような表面的な問題ではなく、我々が製品として提供するものが社会にとって有用かどうか、どう役に立っているのか。昨年、新宿歌舞伎町の火災では防火ドアの前にゴミなどが置かれ、本来の機能が果たせなかったわけですが、これを行政がどう、法制度がどう、オーナーの責任がどうというより、我々が提供する製品としての使命という観点から見直してみる必要があると思います。ドアというのは自己完結型の製品といえるのかどうか。ブランドが存在するのかわからないのか。そういう内側からの議論も欠けていたのではないかとことです。3つ目は、単に、ドアが業界として確立されにくかった歴史があるのではないかと、ということです。この他にも、生産と流通の関係なども大きな課題としてあるかと思っています。モノが社会的な有用性をもつといった場合、その作り手よりも販売側に社会的行為の主体性が移らざるを得ない。生産～流通～販売の実態の中にスチールドアの在り方に関する課題があるのかも知れません。いろいろな角度から指摘出来るわけですが、本日は、古くからこの業界の歴史をご覧になってこられた皆さんばかりですから、手始めに、歴史的にドアが企業名についていないこと自体をどうとらえたらいいか、このあたりからお話いただけますか。

東田 そうですね、このことは手島さんもお詳しいと思いますが、元々サッシ業界もアルミが出てくる前はスチールだったわけです。我々はスチールのサッシもドアも造っていた。しかし、アルミがサッシとして主流になると、サッシというのはアルミを指すものと認識されたわけです。その中で、ドアについては従来通りスチールというカタチで残っていた。そういう



■東田社長

流れの中でサッシの普及の奥に隠れた存在になってしまい、結局、サッシという一括りの存在で呼ばれてきたということだと思います。しかも、後藤さんのご指摘のとおり、一般に認識されるのは販売の方で、販売店はサッシもドアも扱ういわゆる建材屋さんです。ですから何とかサッシ店という名称にもなる。ドアの製造のみを行うところもあるわけですが、こちらは下請けなんですね。こういう流れですーと来たものですから、ドアという社名も付く背景がなかったのかも知れません。

手島 そのとおりです。いまでも業界では「サッシ屋」という言い方をしますが、この中にサッシもスチールのドアも含まれて呼ばれているわけです。しかし、振り返ってみると確かに、昭和40年代にサッシのアルミ化がどんどん進んだときに、スチールドアは従来どおりで進化がなく、取り残されたような印象はありました。ただ、我々業界のなかにいると、ドアという名のついたメーカーがないということにも、とくに不思議ということもなく過ぎて来ましたが、先ほど後藤さんの幾つかの指摘に正直言ってドキッとしました。ドアが自己完結型の製品であるのかどうか、そういう観点から考えてみるといろいろな議論があると思います。また、生産と流通の関係についても社会的な認識という角度でご指摘がありましたが、やはり単品で売られるものであるならば、生産のみでも社会的な認知の要因はあったかも知れませんが、結果として、販売面でサッシに括られてしまうことで、単品としての価値観がゼロになってしまった。そうなってしまったことで、社会性ということに対する答えが一番最後になってしまったのだと思います。

後藤 牛頭さんの方で、その角度とは違ったところで、いまドアの存在が社会的に認識されにくい理由は何故だとお考えですか。

牛頭 なかなか難しいところなんです、その前提として、スチールドアといった場合の定義もアイマイになっていると思います。スチールドアといった場合、玄関ドアやオーダーのドア、さらに点検口も含まれるわけです。ブランドに関するご指摘もありましたが、玄関ドア等は製造メーカーもブランド名も入っている場合が多いと思います。で、ご質問があった点は、本日の出席メンバーはすべてオーダードアの製造をされておられますから、オーダーに限ってのお話ということで考えますと、やはり、後藤さんが言われたとおり自己完結型ではないということが大きな要因だと思います。現場で

とでスペックが異なり、すべてがオーダーで製作されるわけですから、規格品のような製品としての認識がされにくい面はどうしてもあると思います。それに関連して、仕上げもOP（現場塗装）ですから、ブランドの表示が出来ないということもあると思います。

後藤 そうですね。ただ、ブランドがないということは、昨年9月の新宿雑居ビルの火災のような時にも、製品として誰が主体的に是正に取り組むのか、その辺が宙ぶらりんになってしまうという問題もはらんでいるわけですね。

手島 ドアは下請けという構造のなかでやっているの、ゼネコンとか建築屋には知られていても、一般には知られていない。そういう構造的な問題もあると思います。例えば、メンテナンスについても、錠前が悪くなれば鍵屋が飛んで行きますが、ドアとしてメンテナンスは余りなかったの、一般のユーザーと接する機会も少なかったと思います。

中田 修理といえば、基本的にほとんどが金物ですね。ドア本体ということは現実になかったと思います。

後藤 シャッターではメンテは一般的になっているわけですが、それでも最近では防火シャッターと防火ドアと一緒に見てくれという具体的な要望もありますし、先の雑居ビル火災で防火ドアのメンテは大きく注目されてきたと思います。逆に、従来もそういうユーザーからの要望があっても、どこに言えばいいのか分からなかったという側面もあったのではないのでしょうか。

手島 回顧ですが、確かにそういう意識で取り組んでこなかったということはあるですね。我々が業界として、錠前であっても金物であっても、防火性能の面でもユーザーから受け付けるセンターのようなものを作って対応していたら、状況は随分変わっていたかも知れません。

後藤 そこだと思うんですよ。一般ユーザーあるいは社会は、金物とかアクセサリーを含めてそれがドアだと認識しているわけですし、また、供給側も認識させる努力が必要だったと思うのですが、製造している方では鉄板のドア本体だけが守備範囲だと考えている。こういうギャップが現実の側面としてあったのではないのでしょうか。

協会が情報の発信基地になる

後藤 ドアの内部からの歴史を語っていただきましたが、いま、建築基準法の改正や、協会が大臣認定を取得し自主基準によって運営する事業が始まるとか、変化の時でもあると思います。そういう中で、ドア業界を新しい視点で見つめ直そうとすると、どういう認識が必要

だとお考えですか。

鐵矢 建築基準法の改正前は、仕様基準でそのとおりに材料を使って造ってあればそれで良かったわけですが、性能基準に変わって、評定機関で性能試験さえ合格すればどのようなものでも使用できるようになったわけですが、逆にいえば、従来はある程度製品が保護されていたともいえるわけで、今後は、それぞれの企業の責任と義務が要求されるのではないかと考えています。私共でも、そういう新しいスタンダードを身につけるという意味で、社内でのことなんですが、食品の生産者表示ではありませんが、工場で製品を造らせたとき、どの工程に誰が携わったか、印を捺させてすべて分かるようにしているんです。やり方はいろいろあるかとは思いますが、そういう責任の所在を明確にすることは、企業としても要求される時代ではないかと思っています。

後藤 そういう考え方があって初めて、流通過程には係りなく、最終的に施工された段階でユーザーもしくは建築主と製造者の関係が表に出てくるのだと思います。流通過程は商流としてももちろん大事なわけですが、モノに対する責任としてクリアな関係を保つには、流通がどうであってもその影響を受けない方策が必要不可欠だと思います。

鐵矢 ただ、我々の悩みとしては、スチールの扉に対してユーザーの方にそうした役割や存在をご理解いただくには相当な宣伝も必要だと思うのですが、現状では、個々の企業でそれを行うのは大変困難だということです。

後藤 宣伝こそ実は個別企業、中小企業では担いきれないテーマですから、事業者団体あるいは業界単位で取り上げて行くべき課題であると思います。ただし、相手に知らしめるには自ら発信する意識が大事だと思うんです。個々が受け身になっていたのでは、結局、業界が責任を担って行くことにならない。協会というのは、情報の発信基地としての役割は大きいと思いますが。

手島 いま我々の業界にとって大切なのは、正に協会としての発信基地の役割だと思います。当協会がシャッターとドアの両輪で運営して行こうとしているわけですから、例えばホームページ上の情報発信ひとつをとっても、その方針が明確に形に現れてなければならぬと思います。そういう情



■手島社長

報発信がなされて、協会のステイタスが理解され全国のドア関係企業からの入会も促進されるわけです。現実問題として、全国のドア企業は取引慣行の問題には共通して悩んでいます。その中に指し値問題もありますが、加えて、製品の瑕疵責任期間が終わった後でも無償の修理を求められることなども大きな問題です。それを協会としてメンテ基準をつくり、瑕疵責任期間の後には適正な有償メンテナンス制度が導入できるなど、我々の業界の地位保全や向上を具体的に進めていることを理解してもらうことが一番大切だと思うのです。

中田 我々の業界の地位を高めるには、岩部会長が言われるように「数の論理」は必要だと思います。それに



■中田社長

は、今、手島さんが言われたような業界の共通の悩みを解決しようという取り組みを示すことだと思います。現状では、全国の大手の下請けになっているドアメーカーがほとんど入会していません。ドアメーカーとしても、今のままでは企業として発展するのは難しいと考えているわけですから、協会の目指す方向を我々も積極的に示していくべきだと思います。

地方にメンテナンスの対応センターを

後藤 協会の役割というお話の中で手島さんがメンテナンスということに触れておられましたが、先日、菅原先生（菅原進一東大大学院教授）とお会いした際、先生は昨年、新宿の火災発生後に国土交通省と消防庁に対策委員会が置かれその両委員会の委員長を務められ、当協会の保守点検資格者の認定委員長でもあります。たまたま防火戸の維持管理の話に及び、問題の解決策として行政側にはこれといった手立てがないと言われておられました。むしろこれからは民間側というか、我々のような団体が基準をつくり資格制度をつくるのが大切ではないかというお考えを持っておられまして、防火戸の点検についても当協会が認定委員会を設置した際には委員長をお願いしたいと、早手回しながらお願いしておきました。そこで、メンテナンスという角度から、我々がどんな取り組みが出来るか話し合ってみたいと思います。現状、各社で取り組んでおられる形としては？

東田 私共は自社製品もありますが、依頼があれば他社の製品も一緒にやっております。分割してひとつのビ

ルを何社かでやることもありまして、その場合他社のものと一緒にやる場合があります。ただし、基本的には自社のものについては細かいものから改修にいたるまで、自社責任体制という方針でやっています。

鐵矢 通常の現場ではほとんどないと思いますが、自治体が運営している文化施設などでは1年に1回はチェックしてくれということはありません。また、連動機構のついた防火戸の場合、施主が気にされて、年に1回見て欲しいということはありません。

東田 新宿の高層ビルが出来たときにメンテが必要だということで、当初は年に2回チェックすることになったことがありました。しかし、何千枚というドアがありますから費用もかかりますので、そのうち年1回になり、今では修理の時に連絡をするという形になっています。やはり法令化、制度化していないと難しいということでしょうね。

手島 基本的にオーダーのスチールドアで、単独の企業でメンテナンスまでやられるところは、ほんの一握りなんです。圧倒的に全国には中小企業が多いわけですから、今後の当協会の加入会員の対象もおのずとそこになります。そこで、私としては以前から申し上げてきていますが、当協会の支部制度をつくり、メンテナンスの看板を掲げて、どの企業のものでも対応するセンターを設けたらどうかということなんです。細かいことでも、今の遮煙ドアのことでもそこが受け皿になれば、地域のドア会社にとっては非常に助かり、頼りになるわけです。受け皿があれば、安心して仕事が請けられるし納められるわけです。

中田 当社でも田中サッシュさんの規模まではいきませんが、半分くらいは他社のものに対応していますし、そうするようにしています。ですから、地域の受け皿拠点が出来てメンテナンスの対応を行うということは可能だと思います。

手島 現状は、ドアに故障や不具合が起これば最終的には製造したところに責任が押しつけられる。しかも、瑕疵責任期間を過ぎた後でも無償で修理しなくてはならない状況に追い込まれる。この現状から、協会がメンテナンスを制度化できる仕組みをつくってくれば、これまでは、マイナスのコストまで負担していたものが、有償というプラスの利益に180度転換するわけです。こういうことがドア業界のビジネスの転換にも繋がっていくと思うのです。

後藤 そうですね。ドアにおける点検・メンテナンスは手つかずの状況ですから新しい事業化の端緒にはなりますし、それは協会の方針でもあります。その場合に、

本日何度か話が出ているように、ドアの何をメンテナンスするのかということがあると思いますが、やはり、雑居ビル等の火災時の不作動という社会の指弾を受ける現実もありますから、まずは防火ドアということになると思います。中でも、常時開放式の防火ドアというのは自動閉鎖装置と連動して機能する、つまり装置と一体をなして法律的要件を満たす製品といえるわけですが、そうすると当然、メンテナンスには電気的な知識が必要になりますし、裏付けとして法律的な知識も最低限度身につけなくてははいけない。ということで、協会としては、シャッターに関しては先行している資格制度の導入ということに繋がってくるわけです。さらに言えば、手島さんからご提案があったような協会として事業化を目指すとなれば、その責任なりリスクというものの、一方では想定しておかなければならないと思います。

取引慣行の是正は会員共通の願い

後藤 各論も出ましたのでそろそろまとめに入りたいと思いますが、本日、流通、販売の実態といったことについてあまり触れられていませんので、課題の認識という意味で少し話しを出していただきたいと思います。

牛頭 先程、スチールドアの定義、範囲ということについて申し上げましたが、その認識が正しくされていないと、原価意識ということに関してもギャップが出てしまうと思っています。例えば、サッシメーカーやシャッターメーカーでは玄関ドアや軽量ドアなどは自社製作しているところも多いわけですが、その場合は図面も共通、ひとつバラ図を起こせば10ヶ所も20ヶ所も適用



■牛頭社長

できる製品を扱っているのに対し、我々オーダーのメーカーは全て一品一様で製作しているわけです。ですから設計コストも全然違います。手島さんが「図面ナシ」の発注がないのはおかしいと日頃から言われておられますが、その辺の原価構成をご理解頂いて取り引きしているかどうか、今後、会員が入会する意識の上では大きなポイントになると思います。

手島 以前から、オーダーではなくてレディメードのものは図面を描く必要がないのではないか、と事あるごとに指摘しています。図面ナシで対応できるものでも何

でも全て図面を描いて、しかもそれが全て納まり図、施工図なんです。その設計費の負担は相当なものになっています。こういう取引実態の是正も、会員の利益を図るために協会等の団体が取り組むテーマだと思うのです。

東田 発注に関しても、従来、材料を指定され、付属品まで指定されて価格は幾らという。そうするとコストを下げるのは手間しかないわけです。しかし、その問題を正面からぶつけても改善は難しいということで、私共では、性能基準化への移行を現実反映させようということで、見積書の形式を性能基準によって示すように改めました。要求される性能基準に対応する製品は当社ではこれです、というかたちです。いままでは、性能もグレードも混ぜこぜになっていた。

鐵矢 そういう取引の是正に関して当協会の教育・指導に期待する声は、非常に大きいと思います。スチールドアの業界は、軽量から重量まであり、業態も製造あり販売あり、その両方ありと多様ですが、取引の是正は全体に波及することですし、各社の本音の部分ではないでしょうか。

手島 それに加えて、とくに販売しているだけのところにとっては、今後、ストックマーケットが台頭してくるという意味においても、自社だけで出来ないのがメンテナンスなんです。そこを当協会が全国ネットワークでサポートできる仕組みをつくり、それが活用できるとなれば、商売上、大きな担保となるわけです。

後藤 協会がバックボーンになって会員を支えていくということは正にあるべき姿だと思います。下請けをされる中小企業の皆さんの製品についても、少なくとも当協会の会員であれば必ずこういう品質はクリアしていますよ。また、その責任をカバーできる受け皿になりますよ、という協会の立場があれば、直接販売であろうが間接販売であろうが、下請けであろうが大手であろうが、皆が同じ水準にあることになるわけです。そうやってこそ初めて、昨年の雑居ビル火災で、オーナーの責任も、法制上も不備があったのではないかと、我々の側から堂々とけしからんと言えるし、そういう存在になるのだと思います。

では、その辺りを結論にしたいと思います。本日は、ありがとうございました。



■鐵矢社長

エレベーター前防火区画に関する国土交通大臣認定の取得状況

建設省告示第1111号が失効したのに伴い、エレベーターの昇降路を遮煙性能のある防火設備で区画する必要が生じ、当協会は鋼製シャッター、鋼製開き戸に関する

大臣認定（CAS-0002）を取得したが、当協会以外で大臣認定を取得した商品、企業、団体は以下のとおりとなっている。

認定番号	認定日	商品名・名称	申請者
CAS-0001	2002.5.12	ウォークスルー耐火スクリーン「ユニファイヤーガード」	ユニチカ設備技術（株） ユニチカグラスファイバー（株）
CAS-0002	2002.5.31	鋼製シャッター、鋼製開き戸／複合防火設備	（社）日本シャッター・ドア協会 （社）日本サッシ協会
CAS-0003	2002.5.31	耐熱板ガラス入り鋼製開き戸／複合防火設備	（社）カーテンウォール・防火開口部協会
CAS-0004	2002.5.31	木質系開き戸／複合防火設備	（社）カーテンウォール・防火開口部協会
CAS-0005	2002.7.3	鋼製引き戸・鋼製シャッター／複合防火設備	（株）豊和
CAS-0006	2002.7.3	ポリイミド樹脂製スクリーン「スモークガード」	野原産業（株）
CAS-0007	2002.8.30	ユニファイヤーガード「E V ミニ」	ユニチカ設備技術（株） ユニチカグラスファイバー（株）



統計データ

過去1年間推移

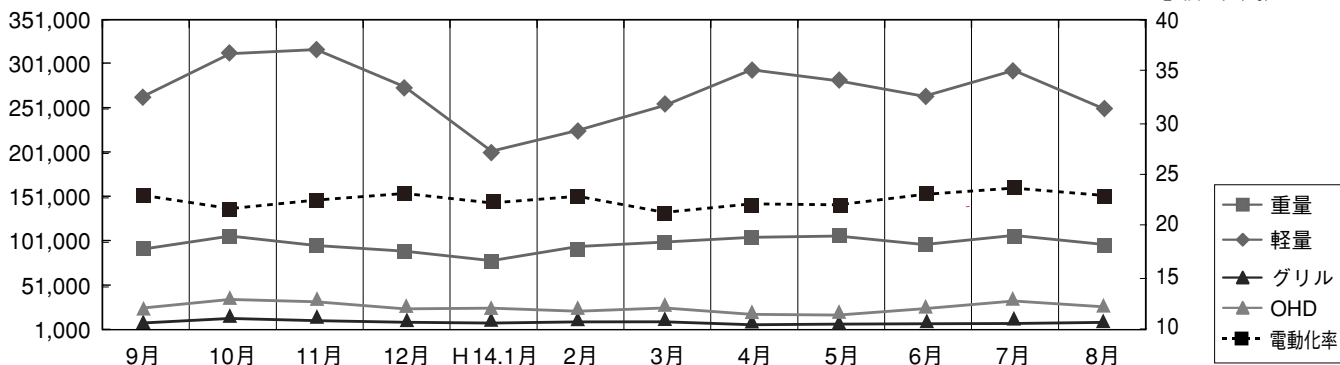
(m³)

	9月	10月	11月	12月	H14.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
重量	90,502	103,827	93,116	85,736	77,095	91,383	98,807	102,985	103,014	94,559	105,625	97,740
前年比	-44.0	-40.7	-25.1	-15.4	1.4	8.4	14.7	8.8	17.5	7.1	14.2	4.3
軽量	265,897	316,529	317,487	276,757	201,790	225,109	255,974	294,355	282,052	265,602	294,600	251,454
前年比	-11.7	-0.9	-3.7	-13.4	1.9	0.1	-6.8	-0.1	-8.0	-9.5	-2.3	-9.3
電動化率	23.0	21.7	22.6	23.2	22.2	22.9	21.3	21.9	22.0	23.3	23.4	22.9
グリル	7,984	10,102	9,495	9,697	7,787	9,481	8,611	7,927	8,574	7,987	9,577	8,264
前年比	-35.2	-6.2	-4.9	-5.1	3.5	18.9	-16.5	-3.1	13.7	-3.1	12.1	3.9
OHD	23,738	32,193	29,208	24,306	20,823	23,771	23,970	19,756	18,846	21,215	29,346	25,813
前年比	-36.6	3.0	-14.8	-16.9	-6.0	-7.3	-3.9	5.6	-21.7	-28.4	-25.1	4.4
合計	388,121	462,651	449,306	396,496	307,495	349,744	387,362	425,023	412,486	389,363	439,148	383,271
前年比	-24.3	-13.8	-9.8	-13.9	1.2	2.1	-2.2	2.1	-3.2	-7.2	1.9	-5.0

種類別出荷生産推移

(出荷量) (m³)

電動化率(%)



第1回 “逃がす”

株式会社 日建設計
設備設計主管
森山 修治



2000年6月の建築基準法改正により、防火・避難関連法規において性能規定の導入が行われました。性能規定の代表的なものは耐火性能検証法（令第108条の3）と避難安全検証法（令第129条の2）ですが、両検証法ともに防火扉の効果重視しています。特に避難安全検証法は、「煙と人間の鬼ごっこ」の結果で安全性を判断しているため、鬼（煙）に捕まらないように逃げるためには防火扉を上手に使用することが重要です。このたび、4回に渡る執筆の機会をいただきましたので、避難安全性に対する防火扉の効果「逃がす」「煙を遮る」「炎を遮る」の3つに分けて述べたのちに、最終回で避難安全検証法と防火扉の関係について解説したいと思います。1回目のテーマは「逃がす」です。

火災時の煙の水平移動速度は約1.0m/sと言われていた。人間が集団で避難する場合の速度もほぼ同じです。一方、煙は階段やシャフトなどの縦穴を上昇する場合には数倍の速さに加速されますが、人が階段内を避難する速度は半分程度に減速してしまいます。つまり煙が縦穴に侵入した時点で、この鬼ごっこはゲームオーバーとなります。このゲームに勝つコツは、人をスムーズに避難させる開口と煙や炎を遮断する障壁を上手に設けることです。その両方の条件を満たすものが防火扉です。

避難安全性を考えるとときには、「どこで出火しても安全に避難できる」ようにしておくことが重要であり、これを建築の実態にあわせたものが「二方向避難」とよばれるものです。具体的には、建物内の任意の1ヶ所での出火を想定し、その

場所を通行不能と考えても避難が成り立つようにすることで。部屋の対角位置に2ヶ所の出口があることが理想です。大きな部屋で出口が1ヶ所しかない場合や、扉が複数であっても偏って設置されている場合には出口付近で出火すると避難が困難になります。また、多人数が利用する部屋の扉は、避難方向に開放させることもスムーズに避難させるための原則です。（以上、図1-1）

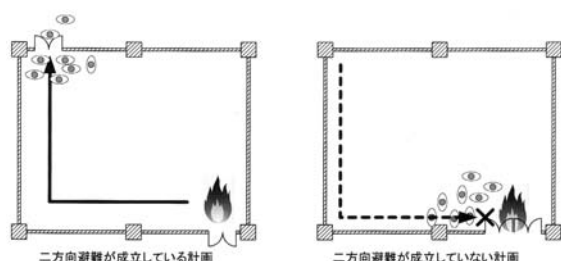
事務所ビル、ホテル、集合住宅等では、各部屋（居室）から出ると廊下となっている平面形態のものが多く見られます。この廊下は、階段へ至る重要な避難経路であり、各部屋で出火してもここが安全な状態になっている必要があります。この廊下は「安全区画」と呼ばれるもので、①可燃物を規制するなど出火の危険性がない状態に維持管理する②出火室からの漏煙を防止するために各部屋と安全区画の間を不燃材の壁と自動閉鎖式の扉で区画する③火災室の避難者を全員収容するだけのスペースを確保する④火災室から漏れ出した煙を排除するために独立した排煙を設けるなどの対応が重要です。（以上、図1-2）

スーパーやデパートの計画では、利用形態上、小部屋ではなく大空間として利用する場合が多いのですが、このような空間では煙が空間全体に一気に広がり、人々がパニックに陥り避難が困難になるという事態が心配です。しかしながら、多数の避難者をすべて収容する安全区画（廊下）を確保することも建築計画的に実現困難と思われる。このような場合の現実的な対策として、シャッターや扉などで大空間を複数の区画に分断することが考えられます。これを「水平避難区画」と言います。前述の安全区画ほどの安全性は期待できませんが、出火区画から隣の区画に逃げ込むだけでも一時的な安全性向上（時間稼ぎ）が図れます。（図1-3）

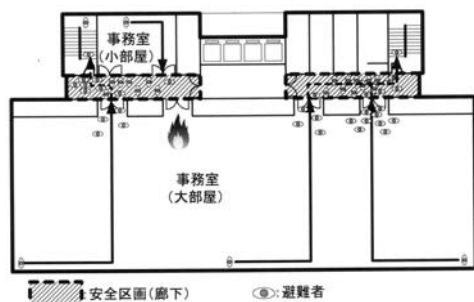
このように、防火扉やシャッターを用途や空間形態に合わせて設置することで避難安全性を大きく向上させることが可能です。

参考文献

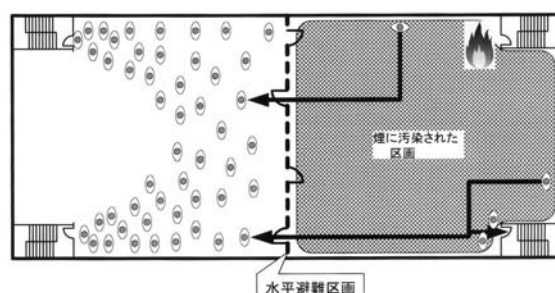
青木義次，富松太基，森山修治：やさしい火災安全計画，（平11），学芸出版社



■図1-1 二方向避難の概念図



■図1-2 安全区画概念図（事務所の場合）



■図1-3 水平避難区画の概念図

ご紹介

財団法人 日本消防設備安全センター
FIRE PROTECTION EQUIPMENT AND SAFETY CENTER OF JAPAN

消防設備点検資格者の講習、消防用設備等の認定で知られる一方、先端技術を活用して複雑多様化する消防環境に取り組む財団法人日本消防設備安全センターを訪ね、小林弘明常務理事と宮坂征夫技術部長にお話を伺いました。

先ず、貴センターの設立の経緯を教えてください。

昭和47年に大阪市千日前デパートビル火災、翌年には熊本市大洋デパート火災等の大惨事が発生し、当時の社会に大きな衝撃を与えました。これを契機として昭和49年6月にかなりドラスティックに消防法の改正が行われ、特定の用途で一定規模以上の防火対象物については、法改正以前の既存のものに対しても遡及して消防用設備等の設置を義務づけるということになりました。

その一方、消防用設備は日頃使用しないものであるだけに、万一の際に確実に作動するよう適法に「設置」と同時に、常に技術上の基準に従って適正に「維持」される必要があります。このような観点から「消防設備士」「消防設備点検資格者」といった特別の資格者による点検が望ましいということでもあります。

また、消防用設備については、各工業会が自主的に行ってきた認定業務を含めて新たに独立した団体を設けて統括する認定協会設立の構想が持ち上がり、消防用設備等の品質、性能の確保、向上とその維持管理は表裏一体の関係にあることから、資格者の養成や認定、評定等の業務を総合的に一本化して推進することが望ましいとして、昭和50年8月、自治大臣認可による現センターが設立されました。

点検資格者講習や認定業務の現状について教えてください。

保守点検のプロフェッショナルとしての「消防設備点検資格者」は、毎年講習を行い、現在合格者は累計で20万人を超えています。また、新規の資格者だけでなく、有資格者に対しても法令の改正や各種機器の技術革新に対応していけるよう、5年ごとに「再講習」を実施し、新しい技術や知識を習得してもらうよう制度化しています。

一方、消防防災用の設備は、例えば家電製品と違い、一般のユーザーによる適否の判断が困難です。当センターではこれらの専門設備の性能を保証するため、適合した製品・設備に認定証や認定証票を交付していますが、2000年1月には、国際的にも信頼される製品認証機関としてISOガイド65の要求事項に従って認定業務に関する品質システムを整備し、オランダの「RVA」の認定を取得し、認定業務自体のレベルアップも図っています。

現在では先端技術の活用や国際化など幅広い事業に取り組んでおられますね。

火災をはじめ各種災害の防止・被害の軽減・原因究明などのために科学的な調査研究が果たす役割は極めて重要です。消

防防災に関する各種調査研究について大学、研究機関等幅広い専門家にご参加いただき、センターの最重要施策として取り組んでいます。

また、IT革命に対応し消防防災の分野において高度情報化を積極的に導入した研究・開発を行っています。例えば、緊急消防車両の現場到着の時間短縮システムやヘリコプターによる救助のための高度情報通信システムの開発など、消防IT研究推進協議会を設置し、新たな時代への対応に取り組んでいます。

国際協力については、災害から住民の生命、身体、財産を守ることは世界各国共通の課題であり、当センターでも途上国の消防の発展に寄与すべく、消防車等の無償資金協力や専門家派遣、技術協力、研修生受入など協力業務を行っています。

最後に、昨年9月の歌舞伎町ビル火災を契機とした新たな対応などありましたら、お聞かせください。

この火災の後、消防庁では全国一斉立入検査を行いました。9割以上の小規模雑居ビルで何らかの消防法令違反がありました。本年10月に消防法が改正され施行されますが、今後は消防機関による措置命令に違反した場合、ビルのオーナーに罰金最高1億円が科せられる等、大幅に罰則が強化され、厳しいものになります。

これを受け、当センターでは「違反是正支援センター」を今年立ち上げ、消防機関が行う違反処理を側面的に支援するため、違反是正に係る業務について支援していくこととしています。

有難うございました。

●概要

(財)日本消防設備安全センターは今年で創設27年を迎え、(1)消防設備点検資格者の講習、(2)消防防災用設備等の認定・性能評定、消防防災システムの評価、(3)情報通信施設の調査設計、(4)国際消防協力、(5)消防防災に関する調査研究、(6)住宅防火対策、(7)違反是正支援事業、(8)都道府県消防設備保守協会との連絡協調等、わが国の消防関連施策を推進すべく広範多岐にわたる業務を実施しています。

理事長 成瀬 宣孝氏

所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16

日本消防会館内

TEL 03-3501-7911 (総務部)

URL <http://www.fesc.or.jp/>



同センターが発行する月刊誌「フェスク」



東京・新宿御苑の秋を、風にそよぐススキが見事に演出していました。(9.18 撮影)

■ ご案内

- ・会報への企業PR、製品紹介等の広告要項は、次のとおりです。
- 1/3ページ（縦8.5cm×横17cm）・モノクロ・写真可・金額：3万円
- 1/4ページ（縦6.5cm×横17cm）・モノクロ・写真可・金額：2万円
- ※広告のデザインは協会フォーマットをお使いいただくか、オリジナルの場合は版下かデータが必要となります。

■ 訂正

- ・前号（2002年夏号）P7の特集「平成14年度事業計画」に掲載した委員会名が「基準委員会」とあるのは誤りで、正しくは「基準化推進協議会」です。訂正しておわび申し上げます。

JSDA会報 2002年・秋号

発行日：2002年10月1日 通巻第7号

発行者：社団法人 日本シャッター・ドア協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-10-5 第4NSビル10階

tel.03-3288-1281（代）／fax.03-3288-1282

URL:<http://www.jsd-a.or.jp>